

**兵庫県高校生向けヤングケアラー実態調査業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 目的

県内高校生を対象に、ヤングケアラーのケア状況、日常生活への影響、支援ニーズ等を把握することにより、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、WEBを利用した実態調査等を行う事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 応募資格（業務委託の対象者）

業務を委託するための企画提案（以下「企画提案」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県や関係者との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県税（個人県民税は除く。）及び消費税・地方消費税の滞納をしている者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務内容

業務仕様書に沿って企画提案に応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 業務期間

契約締結日（令和 8 年 4 月 1 日予定）から令和 9 年 2 月 26 日まで

5 委託料

¥5,962,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額の範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。

また、委託料の支払いは精算払いとし、支払時期は令和 9 年 3 月以降とする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

6 企画提案に係る手続

(1) 募集要項及び申請様式の交付

令和8年2月13日（金）から3月6日（金）までの間（土曜日及び日曜日・祝休日を除く。）

ア 交付方法

兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配布は行わない。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から2月20日（金）までの間（土曜日及び日曜日・祝休日を除く。）

イ 提出方法

質問書（様式5）を電子メールにより事務局に提出すること

※提出先アドレスは末尾に記載

ウ 質問に対する回答

令和8年2月26日（木）までに県ホームページに回答資料を掲載する。

(3) 応募図書の提出

ア 受付期間

令和8年2月13日（金）から3月6日（金）までの間（土曜日及び日曜日・祝休日を除く。）の各日午前9時30分から午後4時まで

イ 提出方法

応募図書は、事務局への持参又は郵送により提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話により事務局に連絡したうえで、令和8年3月6日（金）午後4時までに事務局に到着するように提出すること。

※提出先住所は末尾に記載

ウ 内容

この募集要項のほか、業務仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本5部を提出すること。なお、用紙サイズはA4版・片面印刷で統一すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 法人に関する調書（様式3）
- ④ 経費積算見積書（任意様式）

※業務仕様書に記載する事業毎に、単価・数量・工数・人員数等の積算内訳を詳細に明記すること。

※消費税の免税事業者である場合はその旨明記すること。

- ⑤ 会社の概要資料・直近の事業報告書（任意様式）
- ⑥ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）
 - a 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

- 所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）
- b 全ての兵庫県税に滞納のない証明
所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」） なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により兵庫県税について課税実績が無い場合は、誓約書（様式4）を提出すること。

（4）留意事項

- ア 応募する案は、各者1提案に限る。
- イ 企画提案書等の作成にあたっては、「7(2)審査基準」を踏まえて作成すること。
- ウ 応募図書には数量・人員数・場所等を詳細に記載すること。
- エ 使用する文字の大きさは、原則12ポイント以上とすること。
- オ 応募図書は、通し番号を付すこと。
- カ 提出期限後の応募図書の内容変更は認めない。
- キ 応募図書の作成及び提出に要する経費等、当企画提案のために要する費用は、応募者の負担とする。
- ク 応募図書の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ケ 応募図書は非公開とする。
- コ 応募図書は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- サ 応募図書について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- シ 応募図書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

7 審査

（1）審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

審査については、原則として書類による審査を行う。

ただし、応募者多数の場合は、書類による事前審査を実施し、通過した応募者のみプレゼンテーション審査を実施する場合がある。

また、必要に応じて、応募者に対し、応募図書の内容の確認、追加書類の提出依頼等を行うことがある。

なお、審査委員会は非公開とする。

（2）審査基準

- ① 業務の趣旨・目的を理解できているか。
- ② 過去に類似の事業実績があるか。
- ③ 業務遂行に必要な実施体制を採れているか。
- ④ 適切・円滑に事業を実施できる内容となっているか。
- ⑤ 十分な情報セキュリティ対策が取られているか。
- ⑥ 履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。
- ⑦ 事業費の積算は妥当か。

(3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、企画審査を実施する。

なお、応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

8 委託契約の締結等

(1) 県は、審査委員会の審査に基づき委託予定者に決定されたもの（以下「予定者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と予定者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。なお、提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は決定を取り消す場合がある。

(2) 県は、予定者との協議が整った場合、予定者を、業務を委託する者（以下「受託者」という。）として速やかに委託契約を締結する。

(3) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要であるが、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合等においては、契約保証金を免除することとする。

(4) 予定者が辞退したとき、募集要項の規定に違反したとき、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、「7審査」の審査により選定された次順位の者と契約についての協議・調整を行ったうえで契約を締結する。

(5) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を反映した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務仕様書に従うこと。

(6) 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

9 予算上の留意事項

本業務の予算については、令和8年度予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施せず、委託を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

10 その他留意事項

その他留意事項については、業務仕様書を参照すること。

11 事務局

兵庫県 福祉部 地域福祉課（担当：岡田）

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

T E L：078-341-7711（内線2894）

E-mail：chiki.fukushi@pref.hyogo.lg.jp